

平成30年10月5日

厚生労働省医薬・生活衛生局

国家戦略特区の処方箋薬剤遠隔指導事業における
対象事例の追加について

特区法施行規則で定める「利用者の居住する地域における薬剤師の数及び薬局の数が少なく、薬局と（中略）利用者の居住する場所との間の距離が相当程度長い場合」の考え方について、以下の場合も、本事業の対象事例に追加することとしたい。

- ・ 遠隔服薬指導を求める患者がかかりつけ薬局を有するケースでは、「利用者の居住する場所から かかりつけ薬局 までの距離」が相当程度長い場合